

# 防災おくたま・対策本部臨時放送「まん延防止等重点措置」

「町内感染状況」<1/14~1/20 の1週間>

※緊急事態宣言関連以外・町施設感染以外…対策本部事務局（危機管理担当）により臨時放送

町HPには感染状況の町公表資料掲載(R3.9/22・55 例目公表以降、新規感染なし)

放送日時／ 1/21(金) 7時30分・19時30分

放送原稿／ 下記のとおり

こちらは防災おくたまです。

町新型コロナウイルス感染症対策本部からお知らせします。

町内における新型コロナウイルス感染症について、昨日までの1週間の感染状況は、保健所から新たな感染の連絡はなく、昨年9月下旬以降、都公表の累計は55名のままですが、現時点、町民の方1名の新規感染の一報を医療機関より受けております。

新型コロナウイルス感染症に罹患された方に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご快復をお祈りいたします。

都内では感染が急拡大するなか、昨年9月から約4か月間、感染ゼロを継続できましたことに、町民皆様・町内事業者皆様に感謝申し上げますとともに、今回の感染発生を受け、あらためて、感染予防・感染拡大防止へのご理解・ご協力をお願いいたします。

国は、13都県からの要請に基づき「まん延防止等重点措置」の適用を決定し、その期間を本日1月21日（金）から来月2月13日（日）までとしました。

一方、東京都は、その重点措置の対象区域を都内全ての区市町村を対象とし、感染リスクが高まる場面の感染予防対策を徹底することで、感染の急拡大を防ぎ、医療提供体制をはじめ社会経済活動を維持するとして、都知事が臨時会見を行い、都民・都内事業者に対して、

- 不要不急の外出自粛の徹底（通院や買い物などの外出時は混雑する場所・時間帯を控える）
- 飲食店には、都の認証店は同一テーブル4人以内、5人以上の場合は全員陰性確認とし、酒類提供を行う場合は夜8時まで・営業は夜9時まで、または酒類提供を行わない場合は夜8時までの営業、いずれかへの選択制とする一方、都の認証を受けていない場合は同一テーブル4人以内とし、酒類提供を停止のうえ夜8時までの営業などの対応を、まん延防止等重点措置に係る法律に基づき、強く要請されました。

町においては、都の対応を踏まえ、町内における感染予防・感染拡大防止を図るため、まん延防止等重点措置期間の対応として、

- 町施設（福祉会館・文化会館・社会体育施設等）の夜9時閉館
- 町行事のうち、各種相談や健康づくりなど町民対象の行事は人数制限等の感染対策を徹底できる場合に限り継続、町外から参加の行事は都施設に準じて中止または延期とするほか、都の要請の周知徹底などの対応を決定したところです。

また、今回の新規感染は、現時点、町内に感染拡大するものではなく、町施設等の閉鎖は実施しませんが、引き続き、各ご家庭や各事業所内にウイルスを持ち込まない、万一、感染発生したとしても感染拡大につなげないために、外出先での感染予防対策を徹底いただき、少しでも体調に違和感がある場合は外出を控え、発熱等の症状がある場合は、まずかかりつけ医に受診前の電話連絡を、かかりつけ医がいない場合は、東京都発熱相談センター、または奥多摩病院に電話相談をお願いいたします。

無症状もあるなかで、目に見えないウイルスは、完全に防ぐことはできません。

しかしながら、感染された方やそのご家族、医療や福祉サービスに従事される方への不当な差別、偏見、誹謗中傷などの人権侵害や、風評被害につながるようなことは、一人ひとりの冷静な行動で防ぐことができます。

皆様のご理解並びにご協力を重ねてお願いいたします。